

施行日 令和5年12月6日

最終改正 令和8年2月10日

大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日、並びに12月29日から翌年1月3日までの日（以下「休日等」という。）に、保護者の就労等のために保育が必要な場合において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項及び第43条第1項の規定に基づき、市長が確認した特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が提供する保育（以下「休日保育」という。）に必要な、保育士等への休日等勤務に係る手当等を充足するための人件費を支援することにより、保育士等の人材確保を図り、休日保育を推進することを目的として支給する支援費（以下「支援費」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 休日保育加算

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）（以下「基準」という。）第1条46号に規定する休日保育加算をいう。

(2) 対象施設（以下「施設」という。）

国又は地方自治体が設置する（市長が確認したとみなされる）ものを除いた、基準第1条第2項、第3項、第5項イ及びロ並びに第6項に規定する施設をいう。

ア 保育所

イ 認定こども園

ウ 小規模保育事業（A型・B型）

エ 事業所内保育事業

(3) 対象児童

保育認定を受けた児童で、保護者の就労等により休日保育が必要な児童のうち、平日分の代替として、実際に休日保育を利用した児童をいう。

(4) 年間延べ利用子ども数

年度における対象児童の延べ数をいう。

(5) 必要保育士等

保育所、認定こども園、小規模保育事業A型及び事業所内保育事業においては保育士、小規模保育B型においては保育従事者（保育士・子育て支援員）をいう。

(6) 必要保育士等数

年間延べ利用子ども数に対して休日に保育を実施するために必要な保育士等の数の目安をいう。

(支給認定対象)

第3条 この支援費の支給認定対象は、大阪市内において休日保育加算を受けている施設の運営を行う者とする。

(支援費の種類及び算定基準額)

第4条 支援費の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 休日保育支援費

休日保育を実施するために必要な人件費等のうち、休日保育加算額を差し引いた経費

(2) 給食調理加算

自園において給食提供を行う施設に対する調理員の人件費等

(3) 保育士等配置加算

利用子ども数に応じて加配する保育士等に係る人件費等

2 支援費の額は、本市予算の範囲を上限として、別紙に定める算式により算定した額とする。

(支給認定申請)

第5条 支援費の支給認定を申請する者は、大阪市休日保育事業実施に係る支援費支給認定申請書(様式第1号)を、本市があらかじめ指定した期日(以下「締日」という。)までに提出しなければならない。ただし、締日以降に開所する又は締日以降より支給要件を満たした施設において、支援費の支給認定を申請する者は、支給認定を受けようとする月の末日までに提出すること。

(支給認定決定)

第6条 市長は、前条に定める支援費支給認定申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容等が適正であるかどうか審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援費の支給認定決定をしたときは、大阪市休日保育事業実施に係る支援費支給認定決定通知書(様式第2号)により支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、支援費を支給することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市休日保育事業実施に係る支援費不支給認定決定通知書(様式第3号)により支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、支援費の支給認定申請が本市に到達してから60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請に係る支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

4 前項の規定については、申請者の責めに帰すべき事由により支給認定に日数を要する場合は、当該事由が解消してから60日以内に支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない

い旨の決定をするものとする。

(支給認定申請の取下げ)

第7条 支援費の支給認定の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市休日保育事業実施に係る支援費支給認定申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、支援費支給認定決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日以内とする。

(支給時期等)

第8条 市長は、第12条の規定による支援費の額が確定した後に、支援費の支給認定決定を受けた者（以下「認定事業者」という。）から請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る支援費を交付するものとする。

2 市長は、支援費の支給について支援費の額が確定する前にその全部又は一部を概算払することができる。

3 認定事業者は、前項の規定による概算払による支援費の支給を受けようとする場合は、大阪市休日保育事業実施に係る支援費概算払申出書（様式第5号）を提出し、当該申請に基づき決定された支援費を市長に請求することができる。

4 市長は、認定事業者から概算払による支援費の支給の請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る支援費を支給するものとする。

5 市長は、前3項のほか、当該年度終了後、施設より不足額の請求があった場合においては、第12条の規定による支援費の額の確定を経た後に、認定事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る支援費を支給するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、支援費の支給認定決定をした場合において、その後の事情変更により特別の変更が生じたときは、支援費の支給認定決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合において、市長は、大阪市休日保育事業実施に係る支援費の事情変更による支給認定決定取消・変更通知書（様式第6号）により認定事業者に通知するものとする。

3 認定事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の支援費の額が既に支給を受けた支援費の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に既に支給を受けた支援費の額から取消し又は変更後の支援費の額を差し引いた額を市長が交付する納付書により戻入しなければならない。

(支援事業等の適正な遂行)

第 10 条 認定事業者は、支援費の他の用途への使用をしてはならない。

(支給認定決定に係る実績報告)

第 11 条 認定事業者は、支給認定期間を経過した日から 10 日以内に大阪市休日保育事業実施に係る支援費実績報告書兼精算書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(支援費の額の確定等)

第 12 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援費の支給決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給すべき支援費の額を確定し、大阪市休日保育事業実施に係る支援費額確定通知書（様式第 8 号）により認定事業者に通知するものとする。

(支援費の精算)

第 13 条 市長は、第 11 条の規定により提出された実績報告書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には認定事業者あて通知しなければならない。

- 2 認定事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、市長が交付する納付書により剰余金を戻入し、又は速やかに不足額を請求しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る支援費を支給するものとする。

(支給認定決定の取消し)

第 14 条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援費の支給認定決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、支援費の支給認定決定を受けた場合
- (2) 支援費の支給認定決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- (3) 支援費を他の用途へ使用した場合
- (4) 第 18 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する書類、帳簿等が保管されていないため、支援費の実績確認ができない場合
- (5) その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

- 2 前項の規定は、第 12 条の規定による支援費の額の確定後においても適用できるものとする。
- 3 市長は、第 1 項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して認定事業者に大阪市休日保育事業実施に係る支援費支給認定決定取消通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

(支援費の返還)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定により支援費の支給認定決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに支援費が支給されているときは、期限を定めてその返還

を求め、大阪市休日保育事業実施に係る支援費支給返還決定通知書（様式第 10 号）により認定事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の通知があったときは、認定事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに本市へ納付しなければならない。

（支援費の額の更正等）

第 16 条 第 11 条に定める実績報告に誤りがあり、支援費に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 12 条の規定による支援費の額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、その旨認定事業者へ大阪市休日保育事業実施に係る支援費額更正通知書兼返還決定通知書（様式第 11 号）により通知するものとする。

また、認定事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第 14 条の取消事由にあたる場合を除く。）

- 2 前項の規定により返還を求められた認定事業者は本市が定める期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない認定事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の取扱い）

第 17 条 支給認定期間経過後に、消費税及び地方消費税の申告により支援費に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、認定事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長は報告があった場合には、当該仕入れ控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（関係書類の整備）

第 18 条 認定事業者は、支援費に係る活動実績及び経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 12 条の通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日から 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 前項の書類、帳簿等は、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）第 12 条に規定する関係書類
- （2）職員（業務委託等により勤務する必要保育士等を含む。）の雇用実態が分かる書類
（契約書・資格証・職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等）
- （3）賃金台帳等、給与の支払いを証する書類
- （4）休日保育利用申込書

(5) 対象児童の実績把握に必要な登園及び退園時間が記録された書類

(6) その他対象児童の名簿等、支援費に係る活動実績等が明確にされている書類

(立入検査等)

第 19 条 市長は、支援費の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、認定事業者に対して報告を求め、又は認定事業者の承諾を得た上で職員に当該認定事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(その他)

第 20 条 本要綱に定めのない事項については、関係法令及び大阪市の関係規則等の定めるところによる。

附則

1 この要綱は、令和 5 年 12 月 6 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 6 年 11 月 27 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和 8 年 2 月 10 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別紙

(1) 対象施設及び必要保育士等（支給要綱第2条）

支給対象となる施設並びに必要保育士等は、次のとおり分類する。

施設分類	施設種別	必要保育士等
A	保育所	保育士
	認定こども園	
	事業所内保育事業 A型	
	事業所内保育事業 保育所型	
B	小規模保育事業 A型	保育士
C	小規模保育事業 B型	保育士
		子育て支援員
D	事業所内保育事業 B型	保育士

(2) 必要保育士等数（支給要綱第2条）

年間延べ利用子ども数による必要保育士等の数は、次のとおりとする。

区分	必要保育士等数
最低配置人数	2人
年間延べ利用 子ども数	1人 ～ 210人
	211人 ～ 279人
	280人 ～ 349人
	350人 ～ 419人
	420人 ～ 489人
	490人 ～ 559人
	560人 ～ 629人
	630人 ～ 699人
	700人 ～ 769人
	770人 ～ 839人
	840人 ～ 909人
	910人 ～ 979人
	980人 ～ 1,049人
	1,050人以上

(3) 支援費（支給要綱第5条）

支援費は①、②及び③により算出した額の合計額とする。ただし、休日保育加算については、第13条の規定による支援費の額確定時点の認定月及び加算額で算定し、認定を受けていない月は支給対象外とする。

① 休日保育支援費

第6条の規定により支給認定された月ごとに、年間延べ利用子ども数に応じた交付算定限度額から休日保育加算額を減じて得た額の合計とする。

ア 支給要件

休日保育の実施日及び各日の定員等について、チラシやホームページ等の媒体で広く周知していること。

イ 交付算定限度額（1施設あたり月額）

年間延べ利用 子ども数(※1)	施設分類A	施設分類B	施設分類C	施設分類D
1人 ～ 210人	489,870円	489,870円	349,710円	350,100円
211人 ～ 279人	511,210円	511,210円	364,950円	365,360円
280人 ～ 349人	553,900円	553,900円	395,420円	395,870円
350人 ～ 419人	596,590円	596,590円	425,900円	426,380円
420人 ～ 489人	639,280円	639,280円	456,370円	456,890円
490人 ～ 559人	681,970円	681,970円	486,850円	487,400円
560人 ～ 629人	746,010円	746,010円	532,560円	533,160円
630人 ～ 699人	810,040円	810,040円	578,280円	578,930円
700人 ～ 769人	874,080円	874,080円	623,990円	624,690円
770人 ～ 839人	938,110円	938,110円	669,700円	670,460円
840人 ～ 909人	1,002,150円	1,002,150円	715,420円	716,220円
910人 ～ 979人	1,066,180円	1,066,180円	761,130円	761,990円
980人 ～ 1,049人	1,130,220円	1,130,220円	806,850円	807,750円
1,050人以上	1,194,250円	1,194,250円	852,560円	853,520円

※1：年間延べ利用子ども数は、申請年度実績と申請前年度実績の延べ利用子ども数の多い年度の数値とする。

② 給食調理加算

休日保育実施日において、自園調理にて給食を提供している月がある場合に、当該月の支援費に加算する。

ア 加算要件

- ・ 原則として、月ごとの休日保育実施日数は、12月29日から翌年1月3日までを除く休日等の日数の4分の3以上とする。ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）に保育を実施する施設については、分母・分子とも当該期間を含めても差し支えないものとする。
- ・ 月の休日保育実施日のうち、自園調理（外部委託を含む。外部搬入は対象外。）により給食（間食は対象外。）を提供している日が1日以上あること。

イ 加算額（1施設あたり月額）

全施設分類共通	120,000円
---------	----------

③ 保育士等配置加算

休日保育実施日において、配置している保育士等の数が必要保育士等数に達している場合に、当該月の支援費に加算する。

ア 加算要件

- ・ 原則として、月ごとの休日保育実施日数は、12月29日から翌年1月3日までを除く休日等の日数の4分の3以上とする。ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）に保育を実施する施設については、分母・分子とも当該期間を含めても差し支えないものとする。

イ 加算額（1施設あたり月額）

年間延べ利用 子ども数(※2)	配置数 (※3)	施設分類A	施設分類B	施設分類C	施設分類D
1人 ～ 210人	3人 以上	149,410円	149,410円	106,660円	106,790円
211人 ～ 279人		128,070円	128,070円	91,420円	91,530円
280人 ～ 349人		85,380円	85,380円	60,950円	61,020円
350人 ～ 419人		42,690円	42,690円	30,470円	30,510円
420人 ～ 489人		0円	0円	0円	0円
490人 ～ 559人	4人 以上	128,070円	128,070円	91,430円	91,530円
560人 ～ 629人		64,030円	64,030円	45,720円	45,770円
630人 ～ 699人		0円	0円	0円	0円
700人 ～ 769人	5人 以上	128,070円	128,070円	91,430円	91,530円
770人 ～ 839人		64,040円	64,040円	45,720円	45,760円
840人 ～ 909人		0円	0円	0円	0円
910人 ～ 979人	6人 以上	128,070円	128,070円	91,430円	91,530円
980人 ～ 1,049人		64,030円	64,030円	45,710円	45,770円
1,050人以上		0円	0円	0円	0円

※2：年間延べ利用子ども数は、申請年度実績と申請前年度実績の延べ利用子ども数の多い年度の数値とする。

※3：配置数は、各月の休日保育実施日のうち、配置している保育士等の数が一番多い日の配置数とする。

ウ その他

保育士等配置加算については、本支援費を初めて受給した年度から起算して3年度間適用する。ただし、令和7年度以前に本支援費を受給している場合は、令和10年度まで適用する。

(あて先) 大 阪 市 長

住 所

団 体 名 称

代表者職・氏名

年度 大阪市休日保育事業実施に係る支援費支給認定申請書

大阪市休日保育支援事業に係る支援費について支給認定を受けたいので、大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱第5条の規定のとおり申請します。

1. 施設名称

2. 事業開始月（支給認定開始予定月）

年 月

3. 事業計画

(1) 年間延べ利用子ども数（見込）について

今年度（見込） 年間延べ利用子ども数	人
前年度（実績） 年間延べ利用子ども数	人

年間延べ利用子ども数の区分（見込）			
1人 ～ 210人	630人 ～ 699人		
211人 ～ 279人	700人 ～ 769人		
280人 ～ 349人	770人 ～ 839人		
350人 ～ 419人	840人 ～ 909人		
420人 ～ 489人	910人 ～ 979人		
490人 ～ 556人	980人 ～ 1,049人		
557人 ～ 629人	1,050人 以上		

施設区分	
	保育所
A	認定こども園
	事業所内 A型
	事業所内 保育所型
B	小規模 A型
C	小規模 B型
D	事業所内 B型

(2) 事業実施日（予定）について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
休日等日数													
休日保育実施予定日数													
年間延べ利用子ども数（見込）													

(3) 給食調理について

	自園調理（外部委託を含む。外部搬入は対象外。）により提供します。
--	----------------------------------

(4) 支給要件

	休日保育加算を申請（予定）します。 ※ 配置基準を順守します。
--	---------------------------------

4. 添付書類

- ・ 休日保育の実施日及び各日の定員等の周知をしていることを証するもの（例：チラシ、ホームページ等の写し）

様

大 阪 市 長

年度 大阪市休日保育事業実施に係る支援費支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市休日保育支援事業に係る支援費については、次のとおり決定することとしたので、大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱第6条第1項の規定により通知します。

1. 施設名称

2. 支給認定開始月

年 月

3. 認定内容

認定月数	年間延べ利用子ども数（区分）
	～

4. 支援費の支給条件

- （1）大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱第19条に規定する立入検査等を行う場合は、これに協力すること。
- （2）支援費の支給に際して入手した個人情報は、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第5号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止、その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すること。
- （3）その他、大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱の規定を遵守すること。

5. その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

様

大 阪 市 長

年度 大阪市休日保育事業実施に係る支援費不支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市休日保育支援事業に係る支援費については、次の理由により支給しないこととしたので、大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱第6条第2項の規定により通知します。

1. 施設名称

2. 支給認定しない理由

(あて先) 大 阪 市 長

住 所

団 体 名 称

代表者職・氏名

年度 大阪市休日保育事業実施に係る支援費支給認定申請取下書

年 月 日付け大こ青第 号にて通知のあった大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給認定決定について、大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱第7条の規定により申請を取り下げます。

1. 施設名称

2. 支援費支給認定決定通知書を受け取った日

年 月 日

3. 取下げの理由

(あて先) 大 阪 市 長

住 所

団 体 名 称

代表者職・氏名

年度 大阪市休日保育事業実施に係る支援費概算払申出書

標記支援費について、次の理由により、概算払いにて支給いただきますようお願いいたします。

なお、概算払いにより受領する支援費が、事業完了後に確定される支給額を超過した場合、大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱第13条第2項の規定に基づき、大阪市が定める期日までに超過分を戻入します。

1. 施設名称

2. 概算払い額

3. 概算払いを必要とする理由

様

大 阪 市 長

年度 大阪市休日保育事業実施に係る支援費の事情変更による
支給認定決定取消・変更通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支援費の支給認定決定した内容について、大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱第9条の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1. 施設名称

2. 取消し、変更の内容

3. 取消し、変更の理由

4. 支援費の内容

更生前の額	更生後の額	差額

5. 返還決定額

金 円

6. 返還期限

年 月 日

7. 返還方法

別添の納付書による

(あて先) 大 阪 市 長

住 所

団 体 名 称

代表者職・氏名

年度 大阪市休日保育事業実施に係る支援費実績報告書兼精算書

年 月 日付け大こ青第 号にて支援費の支給認定決定を受けた内容について、
大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1. 施設名称

2. 事業開始月（支給認定開始月）

年 月

3. 支援費の予定金額

金 円

【内訳】

① 休日保育支援費	円	交付算定限度額	円
		- 休日保育加算額	円（加算率： %）
		休日保育支援費	円
② 給食調理加算	円		
③ 保育士等配置加算	円		

4. 精算の内容

既受領額	予定金額	差額余剰（又は不足）額

5. 添付書類

(1) 休日保育事業実績報告書（内訳）〔様式第7-1号〕

今年度 年間延べ利用子ども数	人
前年度 年間延べ利用子ども数	人

 $\sim$

施設区分	月額単価
① 休日保育支援費	
② 給食調理加算	
③ 保育士等配置加算	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
休日等日数(A)													
休日保育実施日数(B)													
延べ利用子ども数(実績)													
交付算定限度額(円)													
休日保育加算額(円)													
支援費(円)													
②・③加算判定(※) 【(A)×3/4≦(B)】													△

[illegible][illegible][illegible]

様

大 阪 市 長

年度 大阪市休日保育事業実施に係る支援費額確定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した大阪市休日保育支援事業に係る支援費については、次のとおり支援費の額を確定したので、大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱第12条の規定により通知します。

1. 施設名称

2. 支援費の支給確定額

金 円

様

大 阪 市 長

年度 大阪市休日保育事業実施に係る支援費支給認定決定取消通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した大阪市休日保育支援事業に係る支援費については、次のとおり支給認定決定を取消したので、大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱第14条の規定により通知します。

1. 施設名称

2. 取消し内容

3. 取消し理由

様

大 阪 市 長

年度 大阪市休日保育事業実施に係る支援費支給返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号による大阪市休日保育支援事業に係る支援費の取消しに伴い、大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱第15条第1項の規定により、次のとおり返還を求めます。

1. 施設名称

2. 返還決定額

金 円

3. 返還期限

年 月 日

4. 返還方法

別添の納付書による

様

大 阪 市 長

年度 大阪市休日保育事業実施に係る支援費額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて確定した大阪市休日保育支援事業に係る支援費
については、次のとおり支援費を更正したので、大阪市休日保育支援事業に係る支援費支給要綱
第16条第1項の規定により通知し、返還を求めます。

1. 施設名称

2. 更生額の内容

更生前の額	更生後の額	差額

3. 返還決定額

金 円

4. 返還期限

年 月 日

5. 返還方法

別添の納付書による